

令和8(2026) ※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの周知資料等

- ▲ **ガイドライン (1月9日)**
- ▲ **まとめ登録マニュアル**
 - 研修教材、解説動画・資料
 - 周知啓発資料
 - 報告・対応ルールひな型
- ▲ **事務手続マニュアル (予定)**
- ▲ **法施行 (12月25日)**

システム登録

- GBizID取得【4月末まで】**
(法人・運営者等で取得)
- 事業者情報登録【指定の期限まで】**
(施設・事業所から所轄庁に登録)
- 国からの確認に対応【必要に応じて随時】**
- 権限設定準備【12月上旬まで】**
- 権限設定**

犯罪事実確認・防止措置

- 制度についての従事者等への周知 (犯罪事実確認の対象になる旨など)
- 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定
- 就業規則の見直し (不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し ※2 詳細は別紙2参照
- 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ※2 詳細は別紙2参照
- 現職者の犯罪事実確認の工程表作成 **【R9.1中旬まで】** ※3 教育委員会のみ

安全確保措置

- 体制整備 (相談窓口設置・周知等)
- 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知**
- 従事者向け研修の計画策定・実施
- 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理措置

- 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備
- 情報管理担当者向け研修の実施**

その他

- (委託・指定管理等を行っている場合) 役割分担の検討
- 事業者向け研修の受講**



- 認定申請は、法の施行日(令和8年12月25日)から行うことができます。
- 以下の図は、施行後速やかに認定申請を行う場合の対応を示したものであり、実際の対応時期は申請時期によって異なります。

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

国からの周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

- 研修教材、解説動画・資料
○ 周知啓発資料
○ 報告・対応ルールひな型

△
事務手続
マニュアル
(予定)

▲
法施行
(12月25日)

システム登録

GビズID取得
(法人・運営者等で取得)

※2 こども性暴力防止法関連システム(こまもろうシステム)のアカウント登録は施行後に実施

犯罪事実確認・防止措置

制度についての従事者等への周知(犯罪事実確認の対象になる旨など)

対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定 犯罪事実確認の実施体制整備(責任者の選任)

就業規則の見直し(不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し ※3 詳細は別紙2参照

採用過程での性犯罪前科の事前確認

※3 詳細は別紙2参照

安全確保措置

児童対象性暴力等対処規程の作成

体制整備(相談窓口設置・周知等)

性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

従事者向け研修の計画策定・実施

児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理措置

情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

情報管理担当者向け研修の実施

その他

(委託・指定管理等を行っている場合) 共同認定申請に向けた役割分担の検討

事業者向け研修の受講